

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書	
<b>【提出先】</b>	関東財務局長	
<b>【提出日】</b>	平成29年11月10日	
<b>【会社名】</b>	住友林業株式会社	
<b>【英訳名】</b>	Sumitomo Forestry Co., Ltd.	
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 市川 晃	
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
<b>【電話番号】</b>	03 (3214) 2310	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	財務部長 高須 竜一	
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
<b>【電話番号】</b>	03 (3214) 2310	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	財務部長 高須 竜一	
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式	
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当	9,999,990,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。	
<b>【縦覧に供する場所】</b>	住友林業株式会社 大阪営業部 (大阪市北区中之島二丁目2番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月10日に四半期報告書(第78期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日))を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成29年11月9日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せて関連事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

平成30年3月期第2四半期の業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第77期(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)平成29年 6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第78期第 1 四半期(自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 6月30日)平成29年 8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月 9日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 6月26日に関東財務局長に提出

(訂正後)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第77期(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)平成29年 6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第78期第 1 四半期(自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 6月30日)平成29年 8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第78期第 2 四半期(自 平成29年 7月 1日 至 平成29年 9月30日)平成29年11月10日関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月 9日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 6月26日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年11月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年11月9日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年11月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年11月10日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。